

令和7年4月1日

愛知信用金庫

各位

愛知県融資制度 金融機関提案型
「あいしん地域商店街活性化資金」の取扱いの一部変更について

愛知信用金庫（理事長：本多 英明）では、平成29年7月3日より取扱いをしている愛知県融資制度 金融機関提案型「あいしん地域商店街活性化資金」の融資対象者および金利を令和7年4月1日より、変更致しましたので、お知らせします。

記

※ 融資制度の概要

制度名	金融機関提案型 「あいしん地域商店街活性化資金」
お申込み 頂ける方	当金庫の各営業店の営業エリア内において立地、営業し、商店街振興活動に取り組む中小企業者および商店街振興組合、商店街活動を行う事業協同組合、発展会又は商工会に所属する組合員である中小企業者で以下の条件に適合する方。 ① 直近決算において、償却前営業利益又は償却前青色申告控除前所得金額があること。 実質債務超過の場合は、経営計画書を提出できること、又は認定支援機関の経営計画書の策定支援及びモニタリングを受けられること。 ② お申込み時点において税金の未納がないこと。 ③ 当金庫所定の審査基準に適合すること。
資金使途	事業上の設備資金・運転資金
融資限度額	1億円以内
融資期間	運転資金・設備資金 5年以上10年以内
融資形式	証書貸付
返済方法	据置1年以内の元金均等分割返済
融資利率 (固定金利)	5年 年1.30%以内 7年 年1.40%以内 10年 年1.50%以内（設備のみ）
担保	個別審査によります
保証人	原則1名 (経営者保証に関するガイドラインを適用し、無保証人扱いも取扱います)
信用保証(選択)	愛知県信用保証協会扱いまたは当金庫の一般融資扱い

以上